

「勤労青少年」の定義について

平成 27 年 9 月 30 日まで

勤労青少年福祉法 法律上の規定なし

- 第 9 次勤労青少年福祉対策基本方針 35 歳未満  
(平成 23 年 4 月厚生労働省)

平成 27 年 10 月 1 日から

青少年の雇用の促進等に関する法律 法律上の規定なし

- 青少年雇用対策基本方針 35 歳未満  
(個々の施策・事業運用状況等に応じておおむね  
45 歳未満を対象とすることを妨げない。)  
(平成 28 年 1 月 14 日付け厚生労働省告示第 4 号)